

【シリーズ連載】教えて！マイナンバー④

マイナンバー通知カードが送付されます

●問合せ先 市民課市民係 ☎72-2111内線414

◆通知カードはマイナンバーを確認するための大切なものです

マイナンバー（個人番号）をお知らせする通知カードが送付されます。マイナンバーは一人ひとり異なる12桁の番号です。住所地や生年月日などとは関係のない番号が割り当てられています。また、マイナンバーは生涯にわたって使うものです。住所や氏名が変わっても原則マイナンバーが変わることはありません。



▲通知カードの見本



マイナちゃん

通知カードが届いたら

- ①大切に保管する
- ②むやみにマイナンバーを他人に知らせないことが大切です。

こんなときはご連絡ください

●12月上旬までに通知カードが届かない

→個人番号カードコールセンターまたは市民課までご連絡ください。

●通知カードを紛失した、盗難にあった

→警察署へ遺失物届を提出した後に市民課へお越しください。再発行手続きを行います。（再発行せずに個人番号カードを申請することもできます）

●通知カードに記載されている情報に変更がある

→引っ越しや戸籍届出などで記載内容に変更がある場合は、市民課まで通知カードと本人確認書類をお持ちください。通知カード裏面に新しい情報を記載します。※同一世帯人以外の代理人が来庁する場合は委任状が必要です

◆平成28年1月から、マイナンバーはこんな場面で必要になります

○社会保障関係の手続き（ハローワークの事務や医療保険の給付請求など）

○税務関係の手続き（税務署に提出する確定申告書、県や市に提出する申告書など）

○災害対策（防災や災害対策に関する事務など）

※行政の社会保障や税の担当の他にも、勤め先、パート・アルバイト先、口座を開設している証券会社、契約している生命保険会社などから、通知カードなどの番号確認書類の提示を求められることがあります



マイナンバーの取得は、法令で定められた場合のみに限られます

他人のマイナンバーを不正に入手すると処罰の対象となります。また、事業者などが他人のマイナンバーを含む個人情報を不正に提供することも処罰の対象となります。

◆通知カードでは本人確認はできません

マイナンバーを事業主などに提供する場合は、「なりすまし」を防止するため厳格な本人確認が行われます。通知カードには顔写真が掲載されないため、本人確認はできません。その他の本人確認書類を併せて提示する必要があります。



マイナンバーの確認
(通知カード)



本人確認書類（運転免許証、
パスポートなど）

◆個人番号カードではマイナンバーの確認と本人確認が1枚で完了します

個人番号カードには、マイナンバー・住所・氏名・生年月日・性別・顔写真が掲載されるため、本人確認書類として利用できます。また、カードのICチップに電子証明書が標準搭載されるため、e-Tax(国税電子申告・納税システム)をはじめとした各種電子申請を行うことができます。

なお、個人番号カードに搭載されるICチップには、カードに書かれている情報のほか、電子申請のための電子証明書は記録されますが、所得の情報や病気の履歴などの個人情報は記録されません。そのため、個人番号カード1枚から全ての個人情報が分かってしまうことはありません。

▼個人番号カードの例(表)



▼(裏)



個人番号カードの表面には、マイナンバーが記載されていないので、本人の同意があればコピーすることも可能です。

裏面には、マイナンバーが記載されているので、収集できるのは行政機関や雇用主など法令に規定された者に限定されます。



個人番号カードは**希望者のみ**の交付だよ。発行を希望する場合は、顔写真を貼付した申請書を送付する必要があるよ。詳しくは、通知カードに同封されている案内パンフレットを読んでね。

住民基本台帳カードの発行は平成27年12月28日で終了します

現在、住民基本台帳カードをお持ちの人は、表面に記載されている有効期限までは利用できますが、希望により個人番号カードに切り替えることもできます。ただし、その場合は住民基本台帳カードを返納いただきます。

ご不明な点はお尋ねください！

◆個人番号カード・通知カードに関することは

個人番号カードコールセンター ☎0570-783-578 (外国語対応 0570-064-738)

※一部IP電話などで上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3818-1250におかけください

※通話料がかかります

【受付時間】 平日 午前8時30分～午後10時(年末年始を除く)
土日祝日 午前9時30分～午後5時30分(平成28年3月31日まで)
(平成28年4月1日以降は平日のみ：午前8時30分～午後5時30分)
※個人番号カードの一時利用停止については24時間365日受け付けます

◆マイナンバー制度に関することは

マイナンバーコールセンター ☎0570-20-0178 (外国語対応 0570-20-0291)

※一部IP電話などで上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください

※通話料がかかります

【受付時間】 平日 午前9時30分～午後10時(年末年始を除く)
土日祝日 午前9時30分～午後5時30分(平成28年3月31日まで)
(平成28年4月1日以降は平日のみ：午前9時30分～午後5時30分)